

公益社団法人日本口腔インプラント学会

ハラスメント防止委員会規程

(設 置)

第1条 公益社団法人日本口腔インプラント学会定款施行細則第22条の規定に基づき、ハラスメント防止委員会（以下、「本委員会」という。）を置く。

(目 的)

第2条 本委員会は、ハラスメントを防止ならびに対処に必要な業務を行う。
なお、ハラスメントの定義は、関係法令及び指針等によるものとする。

(組 織)

第3条 本委員会の定数は、原則として8名以内とする。

- 2 委員長は理事長が指名し、理事会の承認を経て理事長が委嘱する。
- 3 委員会は男女両性で構成する。
- 4 委員の構成は次の通りとし、理事会の議を経て理事長が委嘱する。
なお、(5)は事案に応じて時限的に委嘱することができる。
 - (1) 理事 1名
 - (2) 総務委員会及び倫理・懲戒調査委員会の委員 各1名
 - (3) 事務局長
 - (4) 顧問弁護士 1名
 - (5) 上記以外の会員又は外部有識者 若干名

(任 期)

第4条 委員長、副委員長及び委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。
2 補欠又は増員により選任された委員の任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。

(会 議)

第5条 本委員会は、必要に応じて委員長が招集する。

- 2 本委員会は、委員の2分の1以上の者が出席しなければ、議事を開き、議決することができない。
- 3 本委員会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。
- 4 本委員会委員が事案の関係者である場合は、議事に参加できない。
- 5 本委員会には、委員のほか、委員長が必要と認め出席を要請した者が出席することが

できる。

6 本委員会は、必要に応じて委員の数名をもって構成する小委員会を設け、業務の一部を委託することができる。

(業 務)

第6条 本委員会は、次の業務を行う。

- (1) ハラスメント防止の指針の策定及び周知並びに啓発及び研修に関するこ
 - (2) ハラスメント防止及び排除のための措置及び提言に関するこ
 - (3) ハラスメントに起因する問題に対する適切な対処と措置並びに提言に関するこ
 - (4) 相談窓口の設置に関するこ
 - (5) 調停又は事実調査に関するこ
 - (6) 上記各号に関連しハラスメント防止または問題対処に必要とされる業務に関するこ
- と

(不利益扱いの禁止)

第7条 本委員会委員及び関係者は、ハラスメントの相談や申出に対して、不利益な取扱いをしてはならない。但し、故意に虚偽であることを述べたり、相手を貶めるために画策したりした場合にはこの限りではない。

(守秘義務)

第8条 本委員会委員及び関係者は、本規程に基づく手続により知りえた秘密を漏らしてはならない。また、ハラスメント被害の申出人及び関係者のプライバシーの保護に努めなければならない。

2 前項の義務は委員の任期終了後も同様とする。

(内 規)

第9条 本委員会の運営に関し必要な事項は、委員会において内規を作成する。

(改 廃)

第10条 この規程の改廃は、理事会の承認を得なければならぬ。

附 則

1. この規程は、成立の日（令和3年12月12日）から施行する。